

## 違反対象物公表一覧表

令和8年3月24日現在

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		公表日
		公表該当違反事項（根拠法令等）	違反の部分	
伊子志ハウス	宝塚市伊子志4丁目5番13号	・スプリンクラー設備未設置 （消防法第17条第1項、消防法施行令第12条第1項第1号ハ） ・自動火災報知設備未設置 （消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第1号イ）	防火対象物全体	令和8年1月6日
亀井ハウス	宝塚市亀井町7番2号	・スプリンクラー設備未設置 （消防法第17条第1項、消防法施行令第12条第1項第1号ハ） ・自動火災報知設備未設置 （消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第1号イ）	防火対象物全体	令和8年1月6日
高司ハウス	宝塚市高司2丁目7番4号	自動火災報知設備未設置 （消防法第17条第1項、消防法施行令第21条第1項第1号ロ）	防火対象物全体	令和8年3月24日

※ 本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合に実施されるもので、公表された事実以外にも消防法令違反が存している防火対象物もあります。